

## 学校法人松柏学院倉吉北高等学校役員及び評議員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人松柏学院倉吉北高等学校役員及び評議員の報酬・定年及び退職慰労金に関する事項を定めることを目的とする。

### (理事長及び常務理事の報酬)

第2条 理事長及び常務理事の月額報酬は次のとおりとし、賞与は支給しない。

理事長	300,000円
常務理事	250,000円

### (理事長及び常務理事を除く役員の報酬)

第3条 理事長及び常務理事を除く役員の報酬は次のとおりとする。

理事	理事会1会議出席につき	10,000円(交通費含む)
監事	理事会1会議出席につき	10,000円(交通費含む)
	監査1監査実施につき	10,000円(交通費含む)

### (評議員の報酬)

第4条 評議員の報酬は次のとおりとする。

評議員会1会議出席につき	5,000円(交通費含む)
--------------	---------------

ただし、理事会、評議員会が同一日開催の場合、理事を兼ねた評議員には支給しない。  
又、寄付行為第23条1項第2号により選任された評議員には本条規定は適用しない。

### (校長の報酬)

第5条 校長の報酬は、職員給与として支給し、役員報酬は支給しない。

### (報酬の支払い日)

第6条 第2条の役員報酬は毎月21日とし、当日が国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、それらの休日の前日に支払う。

2 第3条の及び第4条の報酬は、会議当日に支払う。

### (定年)

第7条 理事及び評議員の定年は、75歳とする。任期の途中で75歳に達した場合は、任期満了をもって退任とする。

### (退職慰労金)

第8条 退職慰労金は、理事長が退任したときに、これを支給する。ただし、不正その他の自己の責めに帰すべき事由(経営責任を含む)により退任する場合は、その限りではない。

(支給金額)

第9条 退職慰労金は、基準額を下記のとおりとし、これに在任期間（1年未満の端数は四捨五入による）に応じた支給率（別表）を乗じて得た額とする。

理事長 1,000,000円

(支払時期)

第10条 退職慰労金は、原則退任後30日以内に支給する。

(規程の改訂)

第11条 この規程は、学院の財政状況を勘案して改訂し、理事会において決定する。

附 則

1. この規程は平成25年11月7日より施行する。
1. この規程は平成27年4月1日より施行する。
1. この規程は平成29年7月1日より適用する。
1. この規程は平成30年12月17日に改正し、第4条後段は平成28年4月1日より適用する。
1. この規程は令和2年3月27日に改正し、令和2年4月1日より適用する。

別表

在任期間	支給率	在任期間	支給率	在任期間	支給率
1年	0.25	5年	1.25	9年	2.25
2年	0.50	6年	1.50	10年	2.50
3年	0.75	7年	1.75	11年	2.75
4年	1.00	8年	2.00	12年	3.00